

1 障がい者の現状（人）（平成23年3月31日現在）

【身体障がい者数（身体障害者手帳所持者数）】

級	総数	0～5歳	6～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～
1	2,913	29	48	8	5	44	74	116	286	242	2,061
2	1,517	3	7	4	1	27	31	69	164	142	1,069
3	1,522	12	17	5	1	20	39	79	149	130	1,070
4	2,210	3	6	4	6	28	42	106	204	215	1,596
5	781	0	3	2	2	10	17	40	73	73	561
6	758	0	2	1	0	5	9	42	64	55	580
計	9,701	47	83	24	15	134	212	452	940	857	6,937

【知的障がい者数（療育手帳所持者数）】

【精神障がい者の受療状況】

【精神障害者保健福祉手帳所持状況】

級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～
A	670	126	442	102
B	1,057	188	762	107
計	1,727	314	1,204	209

区分	計
入院患者数	117
通院患者数	2,212
合計	2,329

級	計
1	337
2	412
3	190
合計	939

2 地域の課題と今後の方向性

(1) 地域生活を支えるサービスの充実

- 県の障がい者計画、障がい福祉計画及び圏域のサービス需要の動向に基づき、計画的なサービス資源の確保を図るため、新規事業を実施する意向の事業者の把握に努めるとともに、既存の社会福祉事業者を始め、介護保険事業者、NPO法人等多様な実施主体の参入を促進します。
- 障がい者が地域で暮らしていくために、相談支援事業所の機能強化や民生児童委員、障がい者相談員、ボランティアの活用等により、障がい者が身近で気軽に相談できる体制の構築を支援するとともに、それぞれの役割を円滑に進めるため、各市町に設置されている障がい者自立支援協議会による困難事例等への調整機能の強化を図ります。
- 在宅でも十分なサービスが受けられるよう、高齢者を対象とした介護サービス事業者等他の福祉サービス事業者との連携を図り、社会資源の有効な活用を図ります。
- 個別支援計画を基本としたケアマネジメント研修を実施すること等により、個々の援助者の技術の向上を図り、質の高いサービスを提供できるよう努めます。また、定期的な事業者指導や情報提供によりサービスの質の向上を図ります。

(2) 施設・病院から地域生活への移行促進

- 地域での生活を支えるための相談支援体制の整備、グループホームやケアホーム等居住の場の確保について、関係機関と連携して取り組むとともに、障がい者に対する施設等の支援機能の強化を図ります。
- 精神障がい者の地域移行については、症状が安定し、受入れ条件が整えば退院可能な人に対し、地域生活への移行に向けた支援を行うとともに、相談支援事業者、自立支援協議会、保健所及び医療機関等が連携し、退院後の安定した生活を確保するため、ケア会議の開催や支援計画の作成・評価等を通じて支援に努めます。

(3) 就労移行に向けた支援

- 障がい者の職業的自立を実現するため、岩手中部障がい者就業・生活支援センター「しごとネットさくら」と各市町の自立支援協議会との連携を強化するとともに、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者雇用センター、生活支援センター、社会福祉施設、医療機関、特別支援学校、地域の産業団体等と連携を取りながら、職場の開拓、職場への定着、就労に伴う生活上の問題に対する支援・助言等を行うよう努めます。
- 就労支援事業所が行う起業や経営改革の取り組みに対し、専門アドバイザーを派遣し、企業的経営のノウハウの導入を支援するとともに、共同販売会の開催等を通じて事業所の収益増を図り、工賃の引き上げを支援します。
- 県、市町自らが障がい者の就労支援を推進するため、役務の提供を含めた官公需における受注機会の拡大を図るとともに、関係機関に対し、就労支援の働きかけを行います。

(4) 権利擁護体制等の整備

- 各市町や各市町社会福祉協議会等と連携し、権利擁護の取り組みや成年後見制度の普及啓発を図るとともに、相談支援事業所や障がい者相談員等の活動を通じ、制度の周知や利用の促進を図ります。
- 障がい者の虐待防止について、住民や関係機関等に対し普及啓発を図り、虐待の未然防止に努めます。
また、各市町、相談支援事業者等関係機関と連携し、虐待防止に向けたネットワークの構築を図るとともに、虐待が発生した場合は、県、市町、相談支援事業者等が連携し、適切に問題解決を図ります。
- 「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」に基づき、障がいのある人に対する不利益な取り扱いに関する相談について、不利益を受けた障がいのある人と関係者（不利益をしたとされる人）から内容を確認し、助言・調整を行います。

(5) 社会参加のための普及啓発

- 障がい者に対する差別や偏見のない社会をつくるため、あらゆる機会を捉えて、障がいに対する理解を深めるよう普及啓発に努めます。
- 障がい者だけでなく、誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、岩手中部ユニバーサルデザイン推進ネットワーク会議等の関係機関と連携を図り、ユニバーサルデザインの推進を図ります。

(6) 多様な障がいへの対応

- 発達障がいや高次脳機能障がいなどについて、関係機関で情報共有を図るとともに、障がいに対する住民の理解を深めるよう普及啓発に努めます。

(7) 難病対策の推進

- 特定疾患医療受給者証の交付申請時など、あらゆる機会を捉えてニーズを把握し、医療機関を始めとする関係機関と連携の下、相談支援に努めるとともに、地域で安心して生活を送れるよう支援体制の強化を図ります。

(8) 災害時の対応

- 地震や大雨等による河川の氾濫や土砂崩れ、長期に渡る停電等の災害、また、管内に県内有数の豪雪地帯を抱えていることから雪害の発生に備え、障がい者の被害を最小限に抑えるために、民生児童委員等を中心とした地域の見守り体制の充実に努めるとともに、市町や各相談機関等による支援体制の強化を図ります。

3 地域移行と一般就労移行の数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項 目	数、値	備 考
平成18年7月1日時点の入所者数(A)	431人	圏域内からの施設利用者のうち、平成18年7月1日現在(第1期計画策定時)の障害(児)者施設入所者数
平成26年度末の入所者数(B)	333人	平成26年度末時点の入所施設の利用人員
【目標値】削減見込(A) - (B)	98人	差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数	124人	平成18年度から平成26年度までに地域移行する者の人数

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	数 値	内 容
現在の年間一般就労移行者	10人	圏域内からの福祉施設利用者のうち、平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成26年度の年間一般就労移行者数	22人	圏域内からの福祉施設利用者のうち、平成26年度において施設を退所し、一般就労する者の数
平成26年度末の福祉施設利用者数	1,249人	平成26年度において福祉施設を利用する者の数
【目標値】平成26年度末の就労移行支援事業の利用者数	30人	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者	69人	平成26年度末において就労継続支援(A型)事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援(B型)事業の利用者	577人	平成26年度末において就労継続支援(B型)事業を利用する者の数
【目標値】平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者の割合	10.7%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援(A型)事業を利用する者の割合
【目標値】障がい者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	22人	圏域内からの福祉施設入所者で、平成26年度に一般就労へ移行する者のうち、障がい者就業・生活支援センター事業の支援対象者数
【目標値】障がい者就業・生活支援センターの設置か所数	1か所	平成26年度における障がい者就業・生活支援センターの設置か所数

4 各年度の障がい福祉サービス又は指定相談支援事業の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

※サービス見込量は、圏域内市町村の見込量の合計です。

(1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数		239	255
時間分			5,644	5,938	6,230
事業の実施に関する考え方	地域で生活する障がい者に、障がいの特性に応じた質の高いサービスを提供するため、関係機関や事業者と連携して援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	各種事業を実施する意向の事業者の把握に努めるとともに、既存の社会福祉事業者、介護保険事業者、NPO法人等多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。 なお、重度障がい者等包括支援事業については、事業者と連携し、サービス提供事業者の開拓を図ります。				

(2) 生活介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数		457	476
人日分			8,972	9,222	9,362
事業の実施に関する考え方	常に介護を必要とする障がい者に、昼間、質の高い介護と日中活動の場を提供するため、関係機関や事業者と連携して援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	急激に増加する見込量を確保するため、生活介護サービス事業を実施する意向の事業者の把握に努めるとともに、既存の社会福祉事業者、介護保険事業者、NPO法人等サービス提供事業者の参入を促進します。 なお、新たに必要となるサービス提供事業所数は、20人定員規模で5事業所です。				

(3) 自立訓練（機能訓練）

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数		4	5
人日分			69	91	113
事業の実施に関する考え方	入所施設の退所者や病院の退院者、特別支援学校等の卒業生等で、身体障がい者を有する者に、地域生活ができるよう身体機能の維持や回復のための支援を行います。				
見込量確保のための方策	現状では、利用実績は少ないですが、利用者のニーズに対応できるよう自立支援（機能訓練）事業を実施する意向の事業者の把握に努めるとともに、既存の社会福祉事業者、介護保険事業者、NPO法人、医療機関等サービス提供事業者の参入の促進に努めます。 なお、新たに必要となるサービス提供事業所数は、20人定員規模で1事業所です。				

(4) 自立訓練（生活訓練）

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	70	75	79
		人日分	1,444	1,548	1,632
事業の実施に 関する考え方	入所施設の退所者や病院の退院者、特別支援学校等の卒業者等で、知的障がい又は精神障がいを有する者に、地域生活ができるよう生活能力の維持や向上のための支援を行います。				
見込量確保の ための方策	自立支援（生活訓練）事業を実施する意向の事業者の把握に努めるとともに、既存の社会福祉事業者、介護保険事業者、NPO法人等のサービス提供事業者の参入を促進し、サービス提供量の確保に努めます。 なお、新たに必要となるサービス提供事業所数は、20人定員規模で1事業所です。				

(5) 就労移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	24	26	28
		人日分	506	548	590
事業の実施に 関する考え方	一般企業等への就労を希望する障がい者に、適性にあった職場探しや就労後の職場定着の支援を行います。 また、サービスの質と取り組みの評価を行い、適切に指導します。				
見込量確保の ための方策	就労移行支援事業を実施する意向の事業者の把握に努めるとともに、既存の社会福祉事業者、介護保険事業者、NPO法人等のサービス提供事業者の参入を促進し、サービス提供量の確保に努めます。また、公共職業安定所、企業、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を強化し、雇用に関する情報の提供に努めます。 なお、新たに必要となるサービス提供事業所数は、20人定員規模で1事業所です。				

(6) 就労継続支援（A型）

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	63	66	69
		人日分	1,392	1,456	1,520
事業の実施に 関する考え方	一般企業等での就労が困難な障がい者に、受入れ企業の開拓等、一般就労に向けた支援を行います。 また、サービスの質と取り組みの評価を行い、適切に指導します。				
見込量確保の ための方策	就労継続支援（A型）事業を実施する意向の事業者の把握に努めるとともに、既存の社会福祉事業者、介護保険事業者、NPO法人等サービス提供事業者の参入を促進し、サービス提供量の確保に努めます。 なお、新たに必要となるサービス提供事業所数は、20人定員規模で3事業所です。				

(7) 就労継続支援 (B型)

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	541	558	577
		人日分	11,192	11,529	11,921
事業の実施に 関する考え方	<p>一般企業等での就労が困難な障がい者に、就労体験企業の開拓等、一般就労に向けて支援を行います。</p> <p>また、必要に応じて、サービスの質と取り組みの評価を行い、適切に指導します。</p>				
見込量確保の ための方策	<p>急激に増加する見込量を確保するため、就労継続支援 (B型) 事業を実施する意向の事業者の把握に努めるとともに、既存の社会福祉事業者、介護保険事業者、NPO法人等サービス提供事業者の参入を促進し、サービス提供量の確保に努めます。</p> <p>なお、新たに必要となるサービス提供事業所数は、20人定員規模で8事業所です。</p>				

(8) 療養介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	45	46	46
		人 分	45	46	46
事業の実施に 関する考え方	<p>医療と常時介護を必要とする障害者に、医療機関において、質の高い機能訓練や日常生活の支援を行うため、関係機関や事業者と連携してサービス提供体制の充実を図ります。</p>				
見込量確保の ための方策	<p>療養介護事業を実施する意向の事業者の把握に努めるとともに、医療機関を始めとする関係機関と連携してサービス提供量の確保に努めます。</p> <p>なお、新たに必要となるサービス提供事業所数は、20人定員規模で3事業所です。</p>				

(9) 短期入所

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	34	38	41
		人日分	336	360	382
事業の実施に 関する考え方	<p>地域で生活する障がい者に対し、介護する人が病気等の場合に、身近なところでサービスを受けられるよう支援します。</p>				
見込量確保の ための方策	<p>短期入所事業を実施する意向の事業者の把握に努めるとともに、既存の社会福祉事業者、介護保険事業者、NPO法人等サービス提供事業者の参入を促進し、サービス提供量の確保に努めます。</p> <p>なお、新たに必要となるサービス提供事業所数は、20人定員規模で1事業所です。</p>				

(10) 共同生活援助・介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	219	238	262
		人 分	219	238	262
事業の実施に 関する考え方	<p>地域において自立した日常生活を営む上で必要な援助を行い、安定した地域生活の維持に向けて相談支援の充実を図ります。</p> <p>また、関係機関や事業者と連携して、世話人等の援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。</p>				
見込量確保の ための方策	<p>既存の事業者の事業拡大により、圏域のグループホーム、ケアホームは増加していますが、今後、入所施設からの地域移行、精神障がい者の退院促進等による利用者の増加に対応するため、共同生活援助・介護事業を実施する意向の事業者の把握に努めるとともに、既存の事業者の更なる事業拡大やNPO法人等多様な事業者の参入を促進し、サービス提供量の確保に努めます。</p> <p>なお、新たに必要となるサービス提供事業所数は、5人定員規模で13事業所です。</p>				

(11) 施設入所支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	331	338	333
		人 分	331	338	333
事業の実施に 関する考え方	<p>施設に入所する障がい者に対して、質の高い介護等の支援を行うため、関係機関や事業者と連携して援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。</p>				
見込量確保の ための方策	<p>施設入所支援事業を実施する意向の事業者の把握に努めるとともに、利用者のニーズや状況に適した居住の場の確保を図ります。</p> <p>なお、新たに必要となるサービス提供事業所数は、20人定員規模で4事業所です。</p>				

(12) 計画相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	304	649	912
		人 分	304	649	912
事業の実施に 関する考え方	<p>障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービスの支給決定前にサービス利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。</p> <p>また、障がい者ケアマネジメント現任者研修を実施し、支援技術の向上を図ります。</p>				
見込量確保の ための方策	<p>急激に増加する見込量を確保するため、計画相談支援事業を実施する意向の事業者の把握に努めるとともに、身近な地域で相談を受けられるようサービス提供事業者の参入を促進し、市町や相談支援事業者と連携して相談支援体制を構築します。</p> <p>なお、新たに必要となるサービス提供事業所数は、50人定員規模で19事業所です。</p>				

(13) 地域移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	10	10	18
		人 分	10	10	18
事業の実施に 関する考え方	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を推進するため、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談などを行います。				
見込量確保の ための方策	地域移行支援事業を実施する意向の事業者の把握に努めるとともに、障がい者が地域で生活できるよう、住居の確保等の相談に対応するためにサービス事業者の参入を促進し、市町や相談支援事業者と連携して相談支援体制の確立を図ります。 なお、新たに必要となるサービス提供事業所数は、50人定員規模で1事業所です。				

(14) 地域定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	12	15	20
		人 分	12	15	20
事業の実施に 関する考え方	居宅において単身生活する障がい者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の支援を行います。				
見込量確保の ための方策	地域定着支援事業を実施する意向の事業者の把握に努めるとともに、障がい者が地域に定着できるように、サービス事業者の参入を促進し、市町や相談支援事業者と連携して相談支援体制の確立を図ります。 なお、新たに必要となるサービス提供事業所数は、50人定員規模で1事業所です。				

5 市町村地域生活支援事業に関する事項（主な事業）

事業名	単位	24年度	25年度	26年度	備考
(1) 相談支援事業					
① 障がい者相談支援事業					
基幹相談支援センターの設置	か所	0	0	2	実施市町村数
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	3	3	3	実施市町村数
③ 住宅入居等支援事業	か所	2	3	3	実施市町村数
(2) 成年後見制度利用支援事業	人	5	7	8	実利用人員
(3) コミュニケーション支援事業					
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	60	61	62	実利用人員
② 手話通訳者設置事業	人	2	2	2	実設置見込者数
(4) 日常生活用具給付等事業					
① 介護・訓練支援用具	件	23	23	23	給付見込み件数
② 自立生活支援用具	件	54	56	58	給付見込み件数
③ 在宅療養等支援用具	件	68	70	72	給付見込み件数
④ 情報・意思疎通支援用具	件	53	53	53	給付見込み件数
⑤ 排泄管理支援用具	件	4,340	4,750	5,200	給付見込み件数
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	18	19	20	給付見込み件数
(5) 移動支援事業	人	62	66	70	実利用人員
	時間	2,232	2,406	2,580	延べ利用時間
(6) 地域活動支援センター					
自市町村利用分	か所	4	4	4	設置箇所数
	人	195	204	212	実利用人員
他市町村利用分	か所	17	18	19	設置箇所数
	人	30	32	34	実利用人員
(7) 障がい児等療育支援事業(中核市のみ)	か所	—	—	—	設置箇所数